

社会福祉施設の皆様へ

1 埼玉県内の社会福祉施設での労働災害が急増！

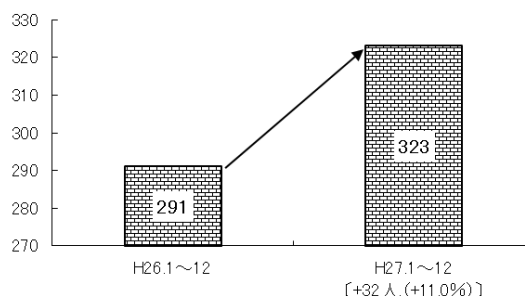
【対前年同期比 + 32 人、10.9 %増加】

2 4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動で転倒災害を防ぎましょう！「STOP!転倒災害プロジェクト」

3 腰痛予防対策を進めましょう！

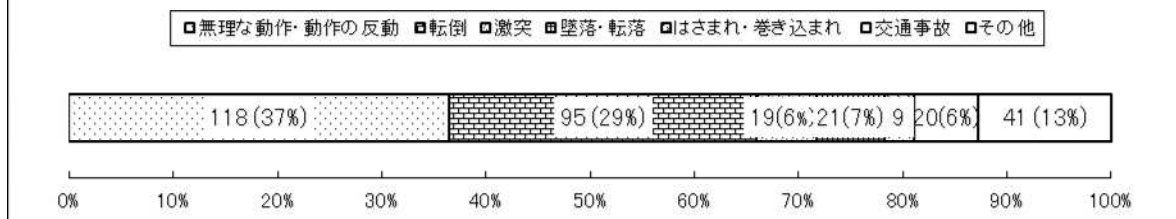
4 KY(危険予知)活動を進めましょう！

平成26、27年の社会福祉施設の労働災害(確定値)



平成27年1~12月に社会福祉施設で労働災害により被災した死傷者(休業4日以上)は、**323人(確定値)**となっています。前年同時期と比較して+32人(+10.9%)と増加、安全な職場作りが急務です。

社会福祉施設における事故の型別労働災害内訳(平成27年1~12月:全323人)



事故の型(種類)別では、①介護中の動作の反動・無理な動作(腰痛)、②廊下、浴室等での転倒、③激突、④交通事故の順。

動作の反動・無理な動作(36.5%)と転倒災害(29.4%)の2つで6割以上を占めます。

転倒災害では、半数の死傷者が骨折しており、休業日数も長くなっています。

埼玉労働局では、『埼玉第12次労働災害防止計画』を策定し、平成25年度から5年間で、社会福祉施設の労働災害を10%以上(H29/H24比)減少する目標に向け取り組んでいます。

【災害事例】

【動作の反動・無理な動作】 ①ベッドから車イスへの移乗介助時、介護者を抱きかかえ、右足に重心を置いた時に腰を痛め、腰痛で休業90日(59歳、女) ②入浴介助中に、利用者の体を浴槽から引き上げる際、腰に負担がかかり腰痛で動けなくなり休業1か月(37歳、女)



【転倒】 ①風呂場から濡れたサンダルで洗濯室に移動中、滑って転倒、左手首を骨折し休業2か月(40歳、女) ②浴室で利用者の介助のため、小走り移動中に足を滑らせ転倒、右膝蓋骨骨折で休業3か月(33歳、女)

【墜落・転落】 ①階段を2階から1階へ下りる途中足を踏み外し転落、左ひじ骨折で休業70日(48歳、男) ②脱衣室へ着替えを届けるために階段を降りた時、スリッパが滑り階段から転落、腰部と左腕を打撲し休業1か月(29歳、男)



1 4S活動を進めましょう

「転倒・転落災害及び荷による災害の防止等」に効果のある活動として、4S（整理・整頓・清掃・清潔）活動があります。

【整理】 必要な物と不要な物に分け、不要な物を処分すること	
進め方	① 不要な物の廃棄基準の判断がつかないときに要不要を判断する責任者を決める。 ② 区域ごとに、所属従業員全員が掃除し、定期的不要な物を廃棄する。 ③ 施設長が定期的に巡回し整理の状況をチェックする。 ④ チェック結果に基づき改善し、また、必要に応じ廃棄基準を見直す。
【整頓】 必要な時に必要な物をすぐ取り出せるように、わかりやすく安全な状態で置くこと	
進め方	① 現状を把握する（品目、置き場所、置き方、使用時の移動距離）。 ② 置き場所、置く物の種類、必要数量を決定する（種類・量とも絞り込み、移動距離を短くする）。 ③ 置き場所ごとの管理担当者を決める。 ④ 取り出しやすく、しまいやすい置き方を決める。以上のルールに従って整頓する。 ⑤ 定期的にチェックし、必要に応じ改善する。
【清掃】 身の回りをきれいにし、衣服や廊下のゴミや汚れを取り除くこと	
【清潔】 整理・整頓・清掃を繰り返し、衛生面を確保し、快適な状態を実現・維持すること	

2 腰痛対策のポイント

職場を点検しましょう！

作業姿勢と動作に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・立位からベッド上の利用者を抱きかかえる時は、片足を少し前に出し、膝を曲げてしゃがむように抱え、膝を伸ばさずようにして抱え上げる。（両膝を伸ばしたまま上体を下方に曲げない！） ・立った状態で抱え、体の前方で保持する時は、できるだけ身体の近くで支え、腰の高さより上に持ち上げない。 ・食事介護をする時は、腰部のひねりを避けるため、ベッドに横座りしての介助は避け、椅子に座って利用者の正面に向く等の姿勢を取る。
作業標準	使用する機器・設備、作業方法などの実態に応じたものとし、利用者の身体の状態別、作業の種類別の作業手順、職員の役割分担や時間管理、作業場所を明確にする。
介護者の配置	特定の職員に腰部負担の大きい業務が集中しないように配慮する。また、作業量に見合った適切な人数を配置する。
施設や設備の改善	適切な介護設備、福祉機器などの導入および介護に関連した業務のための設備を整える。 （例：部屋の構造、浴槽の構造、ベッドの構造、付帯設備や休憩室等）

3 K・Y活動の推進

K・Yとは、(K=危険・Y=予知)のことです。不安全行動(ヒューマンエラー)による事故・災害を防止するために、次のプロセスで『KY活動』を進めましょう。

- ① 業務を始める前に「どんな危険が潜んでいるか」を職場で話し合う。
- ② 「これは危ない」という危険のポイントについて、全員で合意する。
- ③ 対策を決める。
- ④ 簡潔な行動目標や指差呼称項目を設ける。（清掃後に「水濡れなし！ ヨシ！」等）
- ⑤ 一人ひとりがあらかじめ危険を回避(安全衛生の先取り)するため、④を実践する。



4 安全推進者を選任しましょう！

（平成26年3月28日策定の「安全推進者選任のガイドライン」に沿って安全推進者を配置し、労働災害を防止しましょう。）